

Title	林田敏子・大日方純夫編著『警察 近代ヨーロッパの探求13』
Sub Title	
Author	荻野, 富士夫(Ogino, Fujio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.105, No.2 (2012. 7) ,p.271(163)- 274(166)
JaLC DOI	10.14991/001.20120701-0163
Abstract	
Notes	書評論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120701-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



林田敏子・大日方純夫編著

『警察 近代ヨーロッパの探求 13』

ミネルヴァ書房，2012 年 1 月，514 頁

シリーズ「近代ヨーロッパの探求」最終巻として刊行された本書は、「ヨーロッパにおける警察システムの形成過程をたどり、その特徴や機能の変化を描き出すことで、近代とはなにかを考察することを目的」（林田敏子「序章」）としている。「近世」と「非ヨーロッパ」を加えて、「近代ヨーロッパ」を多面的にとらえるという意欲的な編集が試みられている。

「序章」につづき、次のような 10 編の論文から構成される。

- 第 1 章 近世ドイツの治安イメージとポリツァイ——廷吏から治安部隊へ 松本尚子
- 第 2 章 フランス絶対王政期の騎馬警察——マレショーセ研究の射程 正本 忍
- 第 3 章 一八世紀ロンドンの治安維持——都市の快適さをめぐる公私の交わり 栗田和典
- 第 4 章 プロイセン警察からナチ警察へ——〈現代化〉の先取り？ 矢野 久
- 第 5 章 自由・国民・秩序——共和政フランスと警察 長井伸仁
- 第 6 章 イギリス警察と「近代」——ボビー神話の形成と崩壊 林田敏子
- 第 7 章 「政治」から「改革」へ——アメリカ警察の政治的特徴と革新主義時代の改革 西山隆行
- 第 8 章 近代日本警察のなかのヨーロッパ——地域・民衆とのかかわり 大日方純夫

第 9 章 植民地警察はいかにして生みだされたか——日本の朝鮮侵略と警察

松田利彦

第 10 章 植民地統治と警察——一九世紀から二〇世紀初頭のシンガポールでの治安維持 鬼丸武士

最初の三章は「近世」、つづく三章は「近代」で、ドイツ・フランス・イギリスの順に並び、それぞれの移行の照応が意図されている。残る四章は「非ヨーロッパ」世界で、国民国家形成に遅れたアメリカ・日本の警察の近代化と、朝鮮・シンガポールという植民地警察の形成と展開があつかわれる。「近世から近代への移行という縦軸（時間軸）の推移」と、「相互の比較・関連という横軸（空間軸）の検証」（大日方純夫「あとがき」）を交差させることによって、警察の成立や編成のあり方が立体的かつ鮮明に浮かびあがる。

警察の比較研究がもつ可能性に論及した「序章」では、イギリス型（自治体警察）と大陸型（中央集権警察・政治警察）、ジェンダーメリ（憲兵）という類型化に一定の有効性を認めつつ、国家のなかに複数の制度が存在すること、各カテゴリーのなかの多様性などを指摘して、「一つの枠のなかでとらえつづけることは不可能」とする。その一方で、この比較の視点の導入により、「警察と軍隊の関係性」への着目や近代警察導入の契機に関する多様な議論などが可能となったとして、一国史の枠にとどまっていた個別「警察」研究を「国家や地域を越えて共有・総合」することの重要性を述べる。

緩やかな「近代」概念を共有しつつ、各論文は執筆者の専門に応じて自由な実証と考察が展開されているが、各自が「軍隊との関係」、「近代警察がもつ複数の機能」、そして「警察の問題が近代国家建設のあり方と密接に関係していること」（「あとがき」）への目配りを加味することで、単なる論文の集成ではなく、警察を主題とする「集団的作品」として成立している。

*

個々の論文が提示する広義の「警察」像は、国家との関係において、また地域・住民との関係において具体的な様相が描かれ、いずれも刺激的で示唆に富むものばかりだった。「警察導入の過程で生じた軋轢、理念と実態との乖離、そして国や地域ごとの多様性」（「序章」）などの論点が、それぞれの論文で意識的に追求されることによって、相互に反応し、国民国家形成過程の「さまざまな近代」を提示することに成功している。

警察の組織編成の特徴、警察官の出自や性格、制服の機能や武装の状況などへの実証的論及は、とりわけ興味深かった。また、各論文に付された「コラム」や各章扉の挿絵類も、それらとあいまって各警察像のイメージ喚起に効果をあげている。巻末の参考文献も懇切周到な解説が付されており、今後の研究の入口として有益である。

そのうえで、まず本書の枠組みにかかわって、四つほど批判点をあげたい。

第一に、第Ⅰ部の「近世」から第Ⅱ部の「近代」への転換という、焦点となるべき移行の経過についてである。「行政や私的領域を含む包括的システム」として近世史上にあらわれた「ポリス（ポリツァイ）」は、「危険防止を任務とする国家行政の一分野」に縮小され、専門・官僚制として近代「警察」は誕生する。その要因を、「序章」では総論的に18世紀に「人格および諸権利が侵害された場合にのみ、これを保障すべきであるとの考えが現れたとするが、この具体的な実証を第Ⅰ部と第Ⅱ部の論文のなかに十分に読みとることはできなかった。

第1章の松本論文によれば、「積極的に人々の生活や習俗に介入」し、「公共の福祉を目的とする統治活動」＝ポリツァイ概念の定着により平和・平穩の維持が可能となった近世ドイツでは、次第に治安の役割は全体参加から「職務としての業務」になり、地域から中央の管轄に移っていったという。「近世」の側からの、そして「近代」の側から

のいずれの論文においても、ポリス・ポリツァイ概念の縮小について、そのような方向での移行理解が基調になっていると思われるが、「序章」にいう「人格および諸権利が侵害された場合にのみ、これを保障すべきであるとの考え」がどのように具体的に出現をみ、影響をおよぼしたのか、あるいはこうした理解の当否を含めて、各論文においても意識的な論及が必要だったのではないか。

第二に、「近代」から「現代」の警察への架橋の試みについてである。たとえば、「近代」警察がその展開過程において、さらに「現代」警察に転生するにあたり、衛生・営業・風俗・建築などの行政・福祉領域にかかわる機能を整理し、司法警察に収斂していく一方で、犯罪の未然防止を名目とする予防警察の機能を拡充していくという、大づかみの把握が太い実線として貫かれるべきではなかったろうか。

もっとも、「現代」警察への展望という点では、第4章の矢野論文が「プロイセンのポリツァイ概念は危険防止と福祉行政という両面をもっていた」としつつ、「その後この「予防的警察」はナチス期により過激な形で実践され、1960年代末以降に再び登場した」という見通しを示している。ただ、現在では「福祉行政」の領域に属する警察機能がプロイセン警察の歴史過程において、どのように行政一般の職務に移管されていくかについての具体的な検討はなされていない。

日本近代警察を対象とする第8章の大日方論文では、その創立期における「人民の「凶害」予防という「国事警察」面の重視と並んで、警察の強制力による「権利・健康・営業・生命」の保護という民衆の生活統制の広さ・強さを指摘する。後者については、ミクロ的視点として地域における駐在巡査の日常活動の分析を通じて、行政警察面の具体相を明らかにする。それは戦時下においてはさらに網の目の密度を高める半面、警察機能の整備も進行する。つまり、1920年代前半に内務省社会局の外局化などを指標に労働行政の一部が、30年代後半には厚生省の独立や地域の保健所設

置にみられるように衛生行政の一部が、警察の手から離れていくのである。時期の相違はあれ「近代」警察に共通するこうした行政・福祉領域の離脱が、警察の本質にどのような影響をおよぼしたのか、ヨーロッパ・非ヨーロッパを問わず、考察される必要がある。

第三は、植民地警察論についてである。朝鮮とシンガポールの事例を取りあげることにより、これまでの類型化された憲兵警察というイメージは解体されたものの、新たな植民地警察論への予測が総論的に、また各論を通じてもっとあってもよかったように思う。

第9章の松田論文では植民地化の過程において、「一貫して日本型の警察を導入しようとしたこと」と、「どのような警察制度を朝鮮に設けるのかについては模索が続いた」という「やや矛盾するようにも見える二つの流れ」を指摘する。この植民地固有の警察創設の模索は、シンガポールの場合にもあてはまるだろう。

警察の組織や機能において、本国と植民地の関係は、指示および指揮・相対的独立・逆移入などが想定されるが、地域と時代の多様な組合せにおいて実態はどのようなものだったのか、それらの研究の蓄積を通じて普遍的なものとして抽出できるものはあるのか、そうした射程への見通しが今後の課題となるだろう。

最後は、「警察」を治安体制全般のなかで、さらに為政者層の意思を含めた統治体制全般のなかでどのように把握し、位置づけるか、という点である。治安体制の枠でいえば、歴史的には「司法」のなかに包含されていた「警察」は独立の道をたどり、両者は協調と競合の関係に立つ。ゲシュタポが自ら処罰権を行使することにより、ドイツ司法権は形骸化する。日本でも警察権が実質的に優位に立つが、戦時下においても司法（検察―裁判―行刑）は機能し、治安の一面を担っていた。こうしたことを手がかりに、「警察」を治安体制のなかで、より広く統治体制のなかに位置づける必要があると思われる。

＊

本書により格段に引き上げられた「警察」研究を踏まえて、その達成地点から遠望しうる新たな課題が思い浮かぶ。

新たな課題とは、警察を主題とする比較研究の再考である。本書が明らかにしたように、比較研究として通例な「一つの枠のなかでとらえつづける」類型化の作業は、困難であり、限界性をともなうといつてよい。にもかかわらず、「各国の状況にあわせて展開し」、「時代を映しながら常に変化しつづける」「警察」概念について、さらに「治安」や「秩序」概念について、変化に大きな見通しをつけること、そのうえで「警察」理念・機能の共通性や差異性を抽出する作業は、なお有効であり、必要なことではないだろうか。それらは、個別「警察」研究に幅と奥行きを与えるにとどまらず、何のための「警察」研究かという点からも、今後のあるべき「警察」像を指定する点からも、考えるに値することと思われる。

最近、私は矢野久氏のドイツ警察研究に学び、「特高警察は日本に特殊か」という問題関心から、ゲシュタポとの比較を試みた（『特高警察』〔岩波新書〕、2012年5月）。「共産主義運動」取締りに対するゲシュタポの絶対的な自信と特高警察の不安・疑心暗鬼（それゆえに「共産主義運動」とみなしたものの「えぐり出し」に狂奔）という対照性に、ナチ支配の「相対的」脆弱性と日本における国民支配の「相対的」安定性という対照性に目を見張らされた一方で、両者がファシズム国家群の体制維持と総力戦体制の構築・遂行に向けて、「秘密警察」「政治警察」の肥大化と権限の集中・独占を実現し、あらゆる反国家的とみなす運動や思想を取締り、生活や労働も統制するという共通性を再認識した。そして、対象者への監視や情報収集のための手段の駆使、物理的・精神的拷問をともなう取調べや自供引き出しの技術、スパイの潜入や操作などの抑圧取締りの手法・ノウハウなどは、それぞれが独自に展開してきたものながら、

それらの行きついた先には驚くべき共通性・普遍性がある。

「他者のいない衝突のない社会」(矢野氏)を企図したゲシュタポに羨望を抱く特高警察は、植民地朝鮮やかいらい国家「満州国」において、民族独立運動や反満抗日運動に対する弾圧で、日本国内以上の残虐性を発揮した。その一方で、思想犯罪者といえども「日本人」である限りは、「日本精神」に回帰するはずだとして「転向」施策を展開するが、それはドイツにおいては理解不能なことであった。

ゲシュタポや特高警察の比較は、必然的にソ連におけるスターリン粛清や旧東ドイツにおける秘密警察シュタージなどへの関心も喚起させていく。また、自由主義国家群における思想統制やスパイ謀略などに目を向けることも求められる。それらへのアプローチは、必然的に思想の自由と抑圧統制という根源的な問題を考えることにつながる。

このような抑圧取締りに対して、さまざまな「警察」のなかに共通する部分と相違する部分が見出せる。それらがどのようにして生み出されたのかを考えるためには、やはり比較史としての接近と考察が不可欠である。私の視野のおよぶ範囲でいえば、第一次大戦後の統治体制全般の転換期における「警察の民衆化」の志向や模索、ファシズム体制下の警察機能・権限の肥大化、第二次大戦後の警察民主化の志向や模索、冷戦体制終焉後の警察機能・権限の拡大などは、「警察」理念・機能の共通性や差異性をとらえるうえで、重要なポイントとなる。

ファシズム国家群の敗北とゲシュタポや特高警

察に代表される弾圧と統制の苛酷さ・残虐性が明らかにされることにより、第二次大戦後においては国家権力による自由・平等・平和・人権に対する抑圧統制は否定されるべきものという理念は確立したといつてよいだろう。しかし、戦後警察の民主化が試行されたドイツや日本の場合でも、まもなく大きく揺り戻しがなされてしまった。抑圧統制を否とする理念は存在するものの、警察権を発動した自由・平等・平和・人権の侵害は依然としておこなわれつづけている。

21世紀においてはテロの脅威や市民生活の安心安全を名分として、「予防的警察」への拡張は世界的な潮流となり、加速しつつさえある。日本に限っても、監視カメラは至るところに設置され、かつての国家機密法案から共謀罪法案・秘密保全法案に至る立案作業は、現代的な思想統制をめざして絶え間なくつづけられている。10年ほど前、斎藤貴男氏は「“カジュアルな逮捕”の時代」=国民皆警察化が急がれる現代日本に警鐘を鳴らしたが、それはますます現実化してきた。「警察」のおよぼすものが、より広く、より深く、より巧みに、市民を掌握する方向に向けて拡充されつつある。

そうした「予防的警察」によって守られる社会・生活は本当に望ましいものか。個別の研究であっても、比較研究であっても、「警察」を主題とする限り、研究の最も基底のところには「警察」のあるべき姿に対する批判的意識が根づいているべきではないか、というのが、私の立場である。

萩野 富士夫

(小樽商科大学商学部教授)